

令和2年(2020年)12月7日

新入生保護者各位

学校法人畑学園
理事長 畑 修

令和3年度からの授業料の改定について

昨年度の高等学校等就学支援金の制度改正によって、私立専修学校等へ通う生徒への支援額が加算されました。しかしながら、その対象は授業料だけであるため、当校ではその制度を十分に活用できませんでした。そこで来年度より、今まで入学時と進級時に徴収させていただいていた「教育充実費」並びに「設備費」を授業料に一本化することにいたしました。

新しい学費は下記の通り『入学金』および『授業料』の2科目のみとなります。このことにより一部のご世帯では負担増となりますが、多くのご世帯の実質の納入額は軽減されることとなります。

福島県よりの学費の改定に関する認可を受けるのに時間を要したため、ご入学手続き直前の時期となってしまいましたが、保護者の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 新しい学費

入学金	120,000円	入学時のみ
3年間の授業料	1,332,000円	@37,000円×36ヶ月
3年間の合計	1,452,000円	

2 実質納入額の目安：働き方や家族構成により支援額は変わります。

詳細は文部科学省の資料を参照ください。

世帯収入	授業料	就学支援金	月額納入授業料
590万円未満	37,000円	33,000円	4,000円
590万円以上910万円未満		9,900円	27,100円
910万円以上		なし	37,000円

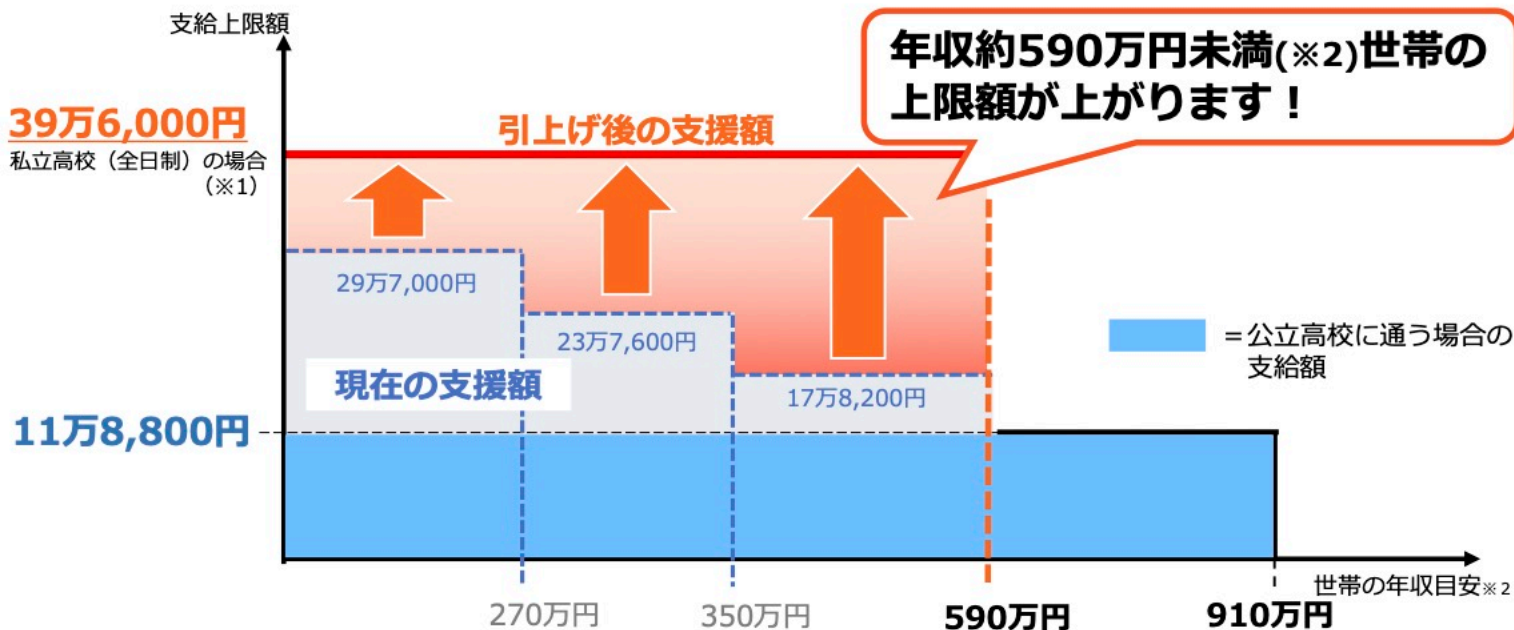
以上

令和2年4月から

私立高校授業料実質無償化

がスタート！

高等学校等就学支援金（返還不要の授業料支援）の制度改正で、私立高校等に通う生徒への支援が手厚くなります！



※1 私立高校（通信制）は29万7,000円、
国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4600円が支給上限額。

※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）。

お申込みについて

（新入生の皆さん）

入学時の4月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。
※令和2年4月より、一部の書類がオンラインにより提出できるようになります。

（在校生の皆さん）

収入状況の届出を行う7月頃に学校から案内があります。
既にマイナンバーにより手続きをして、受給されている方は、マイナンバーカードの写し等の再提出は不要です（保護者に変更のある場合を除く）。

現在、就学支援金の対象となっている学校に適用されます。

在校生（令和2年度よりも前に入学した生徒）も対象です。

※平成25年度以前の制度で受給している生徒は対象外です。

文部科学省のwebサイトには、
各制度の詳細情報、各都道府県担当連絡先、
令和2年度以降の制度に関する最新情報などを掲載しています。



対象となる方の判定基準について

令和2年4月分～6月分（令和元年度と同様）

○都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（両親2人分の合計額）により判定

所得割額の合算額 < **257,500円**
都道府県民税103,000円 + 市町村民税154,500円
 (年収590万円未満に相当)

支給額：最大396,000円

(257,500円以上)
 < **507,000円**
都道府県民税202,800円 + 市町村民税304,200円
 (年収910万円未満に相当)

支給額：118,800円

* 確認方法 → 令和元年度の課税証明書等で確認

課税証明書等に記載されている「市町村民税所得割額」「都道府県民税所得割額」を確認し、金額を合算します。

見本

住民税決定通知書の場合

課税証明書の場合

令和2年7月分以降（新しい判定基準）

○次の計算式（両親2人分の合計額）により判定

【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **154,500円**

支給額：最大396,000円

(154,500円以上)
 < **304,200円**

支給額：118,800円

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「あなたの情報」から確認できます。（マイナンバーカードが必要です。）

マイナポータルHP



（参考）支援の対象になる世帯の年収目安

		子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>		～約950万円	～約640万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>		～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人（高校生・中学生以下） <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>		～約1030万円	～約660万円
	子2人（高校生・高校生） <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>		～約1070万円	～約720万円
	子2人（大学生・高校生） <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>		～約1090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校（全日制）の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。